

令和 5 年度
NABRAS・KMI データベースシステム
改修及び運用保守委託業務仕様書

システムの仕様について、資料閲覧を希望する場合は、事前にご連絡のうえ、休日祝日を除く平日 8：30～17：15 までの間に担当課までお越しく下さい。

1 運用保守業務

「高知マリンイノベーション（以下「KMI」という。）」の取り組みを発信するシステムである「NABRAS及びKMIデータベースシステム（以下「KMI関係システム」という。）」の運用保守業務の要件を以下に示す。

1.1 基本事項

(1) 目的

KMI関係システムに関する本委託業務を、以下の目的を持って委託する。

- ・機能的課題の解決に向けたシステムの改修
- ・効率的で安定した安全なシステム運用の確保
- ・無駄の無い適正コストによるシステム運用の実現
- ・水産振興部職員による適正なシステム運用の支援

1.2 委託業務の対象

(1) 委託業務の役割と位置付け

- ・KMI関係システムは、水産業振興課の資産であり、接続するネットワークは高知県情報ハイウェイとする。
- ・KMI関係システムの改修は受託者が担当する。（ヒアリング、要件定義等を含む）
- ・KMI関係システムの日常的な運用操作は水産振興部職員が担当し、その他システムの運用保守に関する業務を委託する。委託する業務については定例会議及び報告書によって水産業振興課に報告する。

(2) 委託する業務は以下に示すシステムの運用保守業務とする。

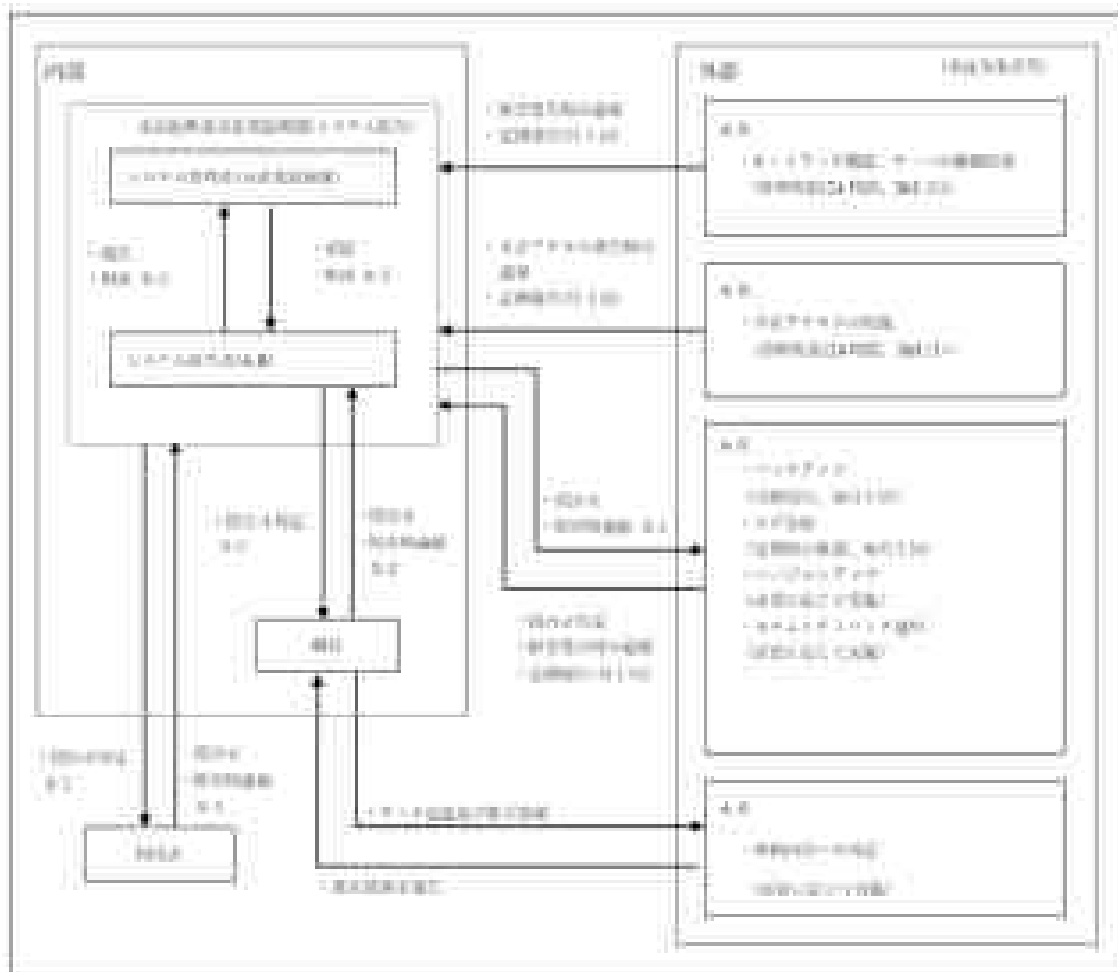
- ・対象システム（KMI関係システム）
NABRAS
KMIデータベースシステム
- ・委託業務の範囲については別紙「委託業務の範囲」のとおりとする。

(3) 委託業務の期間

本業務の委託期間は契約日から令和6年3月31日までとする。

1.3 委託業務の体制

(1) 委託業務体制については、下記のとおりとすること。



(2) 「委託業務の範囲」で指定した毎日行う業務を除き、運用保守業務のサービス時間帯は祝祭日・年末年始休暇を除く平日の勤務時間（8:30~17:15）とする。

ただし、緊急連絡先を両者で確認しておき、上記以外の時間帯における対応が可能となるよう事前に協議すること。

(3) 各業務を行うにあたっては、勤務時間内は常に1名以上が技術的な対応をとることが可能となるように適正な人数を編成し、業務に当たること。

1.4 委託業務の内容

受託者は、次の各項で定める委託業務を、高知県職員の指示により実施するものとし、受託者が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、高知県職員に報告しなければならない。

この方法については、基本的に定例会議での報告とするが、緊急を要すると判断される場合には速やかに高知県職員に報告すること。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合はドキュメント類及び構成情報を最新の情報に保つものとする。

なお、業務実施にあたっては高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(1) K M I 関係システム改修業務

- ・ LGWAN 接続系ファイルサーバに保管されている高知県が指定するデータについて、インターネット接続系に新たにファイルサーバを構築し移管する。
- ・ 上記ファイルサーバに保管されているデータが、自動的に K M I データベースシステムに格納されるようプログラムを改修する。(システムへの格納頻度や方法などは本県と協議の上データ項目ごとに決定する)
- ・ 別添「改修対象データ」に記載のあるデータについてデータベースの改修を行う。
(仕様の詳細については担当者にヒアリングを行うこと)
- ・ K M I データベースシステムの操作画面や N A B R A S の Top ページなど、要望に応じて軽微なデザイン(レイアウト等)の変更を行う。

(2) システム運用業務

・ K M I 関係システム障害対応業務

受託者はシステム障害またはセキュリティ事案が発生した場合の問題の 1 次切り分け並びに対応の指示及び高知県職員への報告を行う。その対応手順は、別途定める『「N A B R A S 情報セキュリティ実施手順書」及び「高知マリンイノベーションデータベースシステム情報セキュリティ実施手順書」(以下「セキュリティ実施手順書」という。)』によるものとする。

・ システム稼働監視業務

受託者は高知県職員の指示に基づき、K M I 関係システムの稼働監視を行う。その業務の内容及び手順はセキュリティ実施手順書によるものとする。

・ ログ管理業務

受託者は高知県職員の指示に基づき、K M I 関係システムにおけるログの収集及びログの解析、アクセスログの収集及び解析を行う。

その業務の内容及び手順は、セキュリティ実施手順書によるものとする。

・ ユーザ ID 管理業務

受託者は高知県職員の指示に基づき、管理ユーザ ID の変更を行う。その業務の内容及び手順は、セキュリティ実施手順書によるものとする。

・ システム運用付随業務

ア 問い合わせ対応

受託者は、高知県職員からの K M I 関係システムの運用保守及び改修等に関

する問い合わせの対応業務を行う。

イ 定例会議（年４回）の運営

受託者は、定例会議の日程調整、開催を行い、月次の業務執行記録等及び最新の構成情報等に関する報告書を提出する。

ウ コンテンツ登録・更新に関する技術支援

受託者は、高知県職員が行うコンテンツ登録・更新作業について、技術支援を行う。

エ LINE 公式アカウントの運用

NABRASによる緊急情報をLINEで発信する機能を管理する（ライトプランで運用し、アカウントからのメッセージ送信は月15,000通までと想定）。

なお、月の送信件数が10,000通を越えた場合は高知県までその旨を報告すること。また、想定より著しく送信件数が増加した場合は、プランの変更を含め改めて協議を行うこと。

オ KMI 関係システムの運用に関する技術支援

- ・ネットワークに関する技術支援（随時）
- ・ソフトウェアに関する技術支援（随時）
- ・セキュリティに関する技術支援（随時）
- ・情報ハイウェイに関する技術支援（随時）
- ・関係機関との調整における技術支援（随時）
- ・システムの改修に関する助言、提案（随時）
- ・システムの改修に関する管理者へのヒアリングの実施（３回程度）

（３）ソフトウェア保守業務

・バージョンアップ及びパッチ適用業務

受託者は高知県職員の指示に基づき、システムを構成するソフトウェアのバージョンアップを行う場合は、システム構成情報を参照のうえ、そのバージョンアップの可否を判断する。ただし、高知県職員の指示がない場合でも、月に１回はバージョンアップの可否を判断すること。判断の結果、バージョンアップ可能と判断した場合はバージョンアップ作業を行う。このバージョンアップ作業には、動作試験等も含まれるものとする。

さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに高知県に報告する。

バージョンアップ不能と判断した場合にはその旨を高知県に報告する。

()バージョンアップについての考え方。

マイナーバージョンアップについては、ソフトウェア保守業務範囲内とし、バージョンアップを行うこととする。

メジャーバージョンアップについては、大幅な環境設定変更、プログラム改修が必要ないときはバージョンアップを行うこととする。

メジャーバージョンアップで、プログラム改修等を伴うときは、甲乙協議のうえ決定することとする。

- ・ システム復旧業務

受託者はシステムに障害が発生した場合は高知県職員の指示に基づき、別途定めるテーブル定義書、パラメーターシート等の各種ドキュメントを参照のうえバックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その確認後、その結果を高知県に報告する。

また、システム復旧が失敗した場合には、さらに一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を高知県に報告する。

- ・ 障害等原因調査業務

受託者は高知県職員の指示に基づき、システム障害またはセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、操作説明書及び基本設計書を参照のうえ、調査を行いその結果を関係者等に報告する。障害対応方法調査、退避策の調査についても同様とする。

- ・ ソフトウェア保守付随業務

高知県職員からのソフトウェアに対する問い合わせの対応等を行う。

(1) 受託者の位置付け (障害発生時)

[illegible]

本業務において、リモートメンテナンスネットワークシステムの利用を希望する場合
には、受託者の費用負担で接続用回線を用意すること。

(1) 基本要件

- ア 委託業務範囲外の要因による停止の場合を除き、運用時間中に障害が発生した場合には、保守部品等を利用して 24 時間以内にシステムを復旧すること。

イ OS やアプリケーションソフトのバージョンアップが、本システムに影響を与える懸念がある場合には、事前に技術検証を行うこと。

- ・改善要求事項

担当職員が、運用保守業務を通じて改善が必要と判断した場合、対策や実施方法などについて、運用保守業務の責任者に対して改善を要求する。

- ・セキュリティ要件

業務の実施にあたっては高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) サービスレベル

- ・システム運用業務

- ア システム停止許容日数

システム停止許容日数は、定期点検のための停止時間を除き委託業務期間中3日程度とする。

1.7 委託業務の成果品

(1) 成果物の内容

受託者は次に掲げる成果物を指定された期日までに納品しなければならない。

【新規構築予定のサーバ等に関するもの】

- ・ファイルサーバ等構築物一式(改修予定データ含む) 8月31日
- ・操作説明書(仕様等に関するもの) 10月下旬
- ・仮想化環境構築依頼書(県指定様式) 5月上旬(初稿)
- ・情報セキュリティ実施手順書(県指定様式) 5月上旬(初稿)

【業務報告書(月次)】 定例会議(年4回)で提出

- ア 作業記録簿(セキュリティ実施手順書 様式1)
- イ 障害記録簿(セキュリティ実施手順書 様式2)
- ウ 問い合わせ対応履歴の記録
- エ システム運用に関する作業実績(作業実績工数を明記してください)
- オ 空き容量報告
- カ ドキュメント類に改訂が必要となった場合の改訂版資料
- ク その他必要と認める報告(OS、ミドルウェアバージョンアップ一覧表)
- イ～クについては必要に応じて提出すること

- ・業務完了報告書 3月31日

(2) 形式等

書類（紙媒体）のうち、特に指定のない場合は任意様式とするが、日本語表記のものを提出すること。

書類（電子媒体）は、ウイルス対策ソフトによるウイルスチェックを行って提出する。

(3) 納品場所

高知県水産振興部 水産業振興課